

発委第1号

東浦町議会議員の政治倫理に関する条例の制定について
東浦町議会議員の政治倫理に関する条例を次のように定めるものとする。
平成27年3月18日提出

議会改革特別委員会

東浦町議会議員の政治倫理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、東浦町議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関し東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成26年東浦町条例第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、誠実かつ公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、町民の信託を受けた町民の代表者であり、その役割及び責任を自覚するとともに、政治倫理を遵守しなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 政治活動に関し、企業その他の団体から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある金品の授受をしないこと。
- (2) 町民の代表として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑のおそれのある行為をしないこと。

(審査の請求)

第4条 議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添えて、町民にあっては地方自治法第18条に規定する選挙権を有する者の100分の1以上の者の連署、議員にあっては3人以上の者の連署をもって、議長に対し、審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。ただし、審査請求は、2会派以上の異なる会派の議員により行うことを要する。

- 2 審査請求をしようとする町民又は議員は、政治倫理審査請求書（様式第1）を議長に提出しなければならない。
- 3 議長は、前項の規定による審査請求があったときは、政治倫理審査請求書の形式審査をするものとし、形式上の不備があると認めるときは、審査請求をした代表者に対し、その補正を求めることができる。
- 4 政治倫理基準違反のあった日から1年を経過したときは、審査請求をすることができない。ただし、正当な理由があると議長が認めたときは、この限りではない。

(政治倫理審査会の設置等)

第5条 議長は、前条の規定による審査請求を受けた場合において、前条第1項に規定する署名の数に達したと認めるときは、東浦町議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員（以下「委員」という。）の定数は、6人とする。

3 委員は、議員（審査請求の対象となる議員（以下「対象議員」という。）及び審査請求をした議員を除く。）のうちから議長が指名する。

4 審査会に委員長及び副委員長を置き、審査会において互選する。

5 委員の任期は、第11条の規定による審査結果の報告が終了した日までとする。ただし、議員の職を失ったときは、委員の職を失う。

（定足数）

第6条 審査会は、委員定数の過半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

（審査会の審査）

第7条 審査会は、議長から審査の求めがあった事案の審査を行う。

2 審査会は、審査請求をした議員及び審査請求をした町民の代表者並びに対象議員の意見又は事情を聴取するため、これらの者の出席を求めることができる。

3 審査会は、審査のため必要があるときは、議長を経て関係者から意見又は事情を聴取し、資料の提出を求めることができる。

4 審査会は、政治倫理基準に違反する事実があると認めるときは、対象議員に対し、必要な措置を勧告することができる。

5 審査の該当及び勧告の決定は、出席委員の過半数の同意を要する。

6 第4項に規定する勧告は、文書で行い、かつ、理由を付さなければならない。

7 その他審査会の審査及び運営に関する事項は、東浦町議会委員会に関する条例（昭和46年東浦町条例第29号）及び東浦町議会会議規則（昭和46年東浦町議会規則第2号）の規定の例による。

（議員の協力義務）

第8条 議員は、審査会からの求めに応じ、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して、意見を述べなければならない。

（弁明の機会の付与）

第9条 審査会は、対象議員から請求があったときは、弁明の機会を与えなければならない。

（会議の公開）

第10条 審査会の会議は公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意を得たときは非公開とすることができる。

（審査の結果）

第 11 条 審査会は、審査の結果について、審査結果報告書（様式第 2）により議長に報告しなければならない。この場合において、政治倫理基準に違反し、又はこれを遵守することを怠った事実があったと認めるときは、次に掲げるいずれかの措置を決定する。

- (1) 議長の注意喚起
- (2) 文書による警告
- (3) 議場における謝罪文の朗読
- (4) 議会における役職を辞任する勧告
- (5) 議員辞職勧告
- (6) その他議長が必要と認める措置

2 議長は、審査会から前項各号に該当するとの報告を受けたときは、次に掲げる事項を行なうものとする。

- (1) 当該報告の趣旨を尊重し、対象議員に対して、速やかに、議会の議決を経て、必要な措置を講じなければならない。
- (2) 審査請求をした議員及び審査請求をした町民の代表者並びに対象議員に、審査結果回答書（様式第 3）を通知しなければならない。

（審査結果の尊重）

第 12 条 対象議員は、前条第 3 項の通知において、自らの行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを遵守し、審査会の結果を尊重しなければならない。

（守秘義務）

第 13 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（公表）

第 14 条 議長は、審査会から第 11 条第 1 項各号に該当するとの報告及び措置が講じられたときは、次に掲げる事項を公表する。

- (1) 審査請求の代表者の氏名及び有効署名の総数
- (2) 対象議員の氏名
- (3) 審査請求の理由
- (4) 審査結果の内容
- (5) 措置の内容

2 前項に規定する公表の方法は、次のいずれかの方法でおこなう。

- (1) 東浦町ホームページに掲載する方法
- (2) 東浦町議会広報紙に掲載する方法
- (3) その他議長が適当と認める方法

（委任）

第 15 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行後、公布日以後の政治倫理基準に違反する行為について適用する。

様式第1(その1)(第4条関係)

年 月 日

政治倫理審査請求書

東浦町議会議長

(審査請求代表者)

住 所

氏 名

印

電話番号

東浦町議会議員の政治倫理に関する条例第4条の規定により、次のとおり審査を請求します。

審査請求の対象 となる議員の氏名	
審査又は調査 すべき事案の内容	(東浦町議会議員の政治倫理に関する条例第3条第 号)
審査請求の理由	

様式第1(その2)(第4条関係)

政治倫理審査請求書

番号	署名 年月日	住所 (会派名)	氏名	生年月日	印

備考

- 1 番号欄は、各署名簿に通ずる一連番号を付すものとする。
- 2 署名は、自署するものとする。

様式第2(第11条関係)

年 月 日

審査結果報告書

東浦町議会議長

東浦町議会政治倫理審査会

委員長

印

年 月 日付けで提出された東浦町議会議員の政治倫理に関する条例第4条の規定による審査請求について、東浦町議会政治倫理審査会での審査が終了しましたので、次のとおり審査結果を報告します。

審査請求の対象となる議員の氏名	
審査又は調査すべき事案の内容	(東浦町議会議員の政治倫理に関する条例第3条第 号)
審査の結果	
審査会の意見	
措置の理由	

様式第3(第11条関係)

年 月 日

審査結果回答書

(審査請求の代表者)(対象議員) 様

東浦町議会議長

印

年 月 日付けで提出された東浦町議会議員の政治倫理に関する条例第4条の規定による審査請求について、東浦町議会政治倫理審査会での審査結果を次のとおり回答します。

審査請求の対象となる議員の氏名	
審査又は調査すべき事案の内容	(東浦町議会議員の政治倫理に関する条例第3条第 号)
審査の結果	
審査会の意見	
措置の理由	

提案理由

政治倫理に関する条例を制定し、議員の倫理意識の向上に努めようとするため、提案するものである。